

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」
開催要綱

1. 目的

我が国の平均寿命は世界最高水準に達し、人生 100 年時代の到来も視野に入ってきている中、長寿化を国民の安心につなげるためには、健康寿命の延伸が重要な課題である。

とりわけ、高齢者の多くは健康に関する不安を有しており、高齢期のニーズに応じて、介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等の予防・健康づくりを効果的に実施することが急務である。

こうしたことを踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会での検討に資するため、法制的・実務的な論点について整理・検討するため、本有識者会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 一体的実施の意義・目的
- (2) 実施内容（効果的な支援のあり方）
- (3) 実施主体（市町村と広域連合、保険者間の役割分担）
- (4) 事業スキーム（財源、計画、PDCA 等）
- (5) その他

3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。また、その任期は平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 本有識者会議の座長は、構成員の中から互選により選出することとする。
座長は、本有識者会議の事務を総理し、本有識者会議を代表することとする。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運営等

- (1) 本有識者会議は、老健局長及び保険局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

- (2) 本有識者会議においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本有識者会議は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 本有識者会議の庶務は、老健局老人保健課、保険局国民健康保険課及び医療介護連携政策課並びに関係課室の協力を得て、保険局高齢者医療課において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本有識者会議の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」
構成員名簿

| | |
|-------|---|
| 有澤 賢二 | 公益社団法人日本薬剤師会常務理事 |
| 飯島 勝矢 | 東京大学高齢社会総合研究機構教授 |
| 石田 路子 | 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会理事 |
| 遠藤 久夫 | 国立社会保障・人口問題研究所所長 |
| 大澤 正明 | 全国知事会理事（群馬県知事） |
| 鎌田久美子 | 公益社団法人日本看護協会常任理事 |
| 河本 滋史 | 健康保険組合連合会常務理事 |
| 城守 国斗 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 小玉 剛 | 公益社団法人日本歯科医師会常務理事 |
| 近藤 克則 | 千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門教授 |
| 齊藤 秀樹 | 公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事 |
| 田中 和美 | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科教授 |
| 辻 一郎 | 東北大学大学院医学系研究科教授 |
| 津下 一代 | あいち健康の森健康科学総合センターセンター長 |
| 藤井 康弘 | 全国健康保険協会理事 |
| 前葉 泰幸 | 全国市長会副会長（三重県津市長） |
| 山本 賢一 | 全国町村会副会長（岩手県軽米町長） |
| 横尾 俊彦 | 全国後期高齢者医療広域連合協議会会長 （佐賀県後期高齢者医療広域連合長／佐賀県多久市長） |